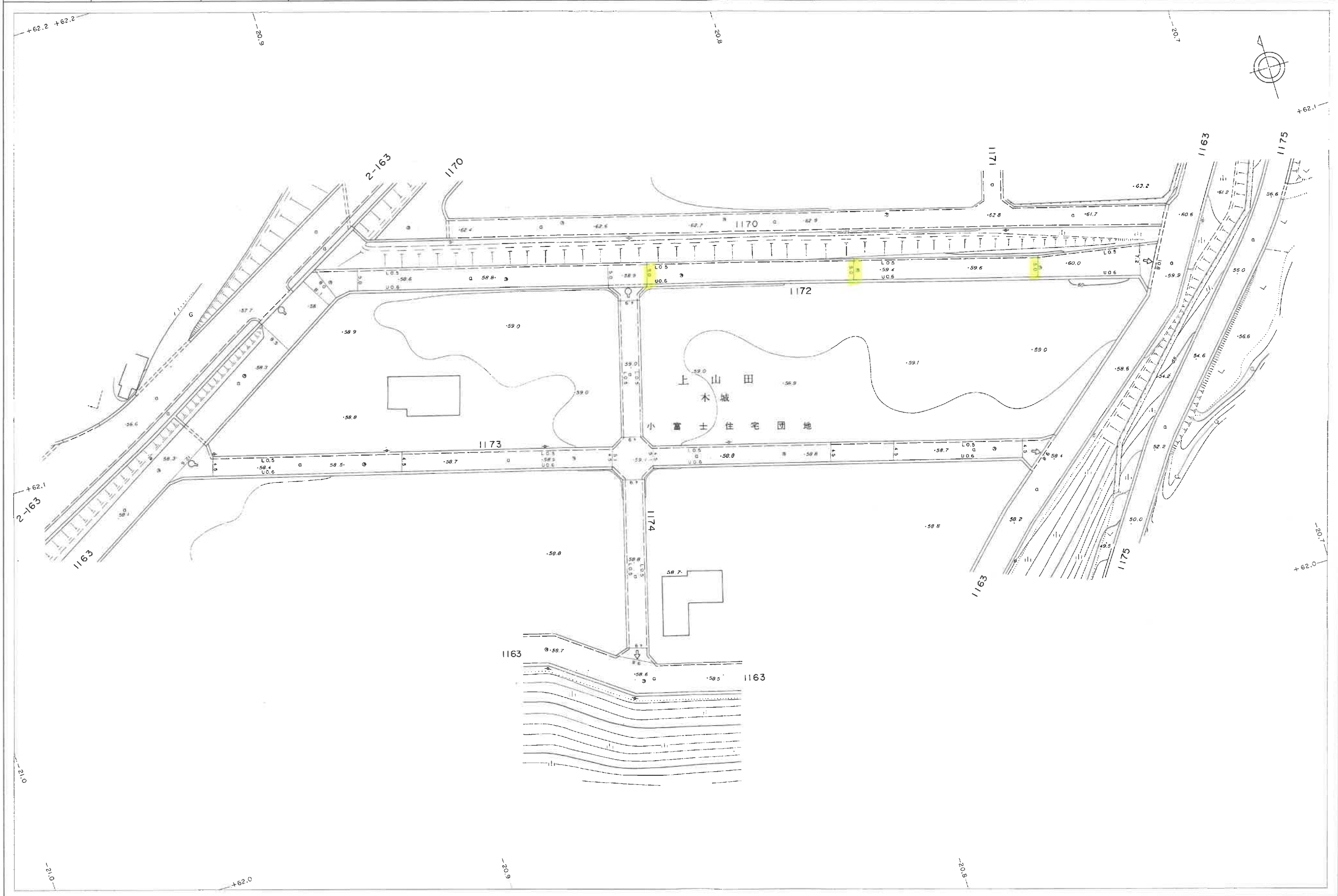
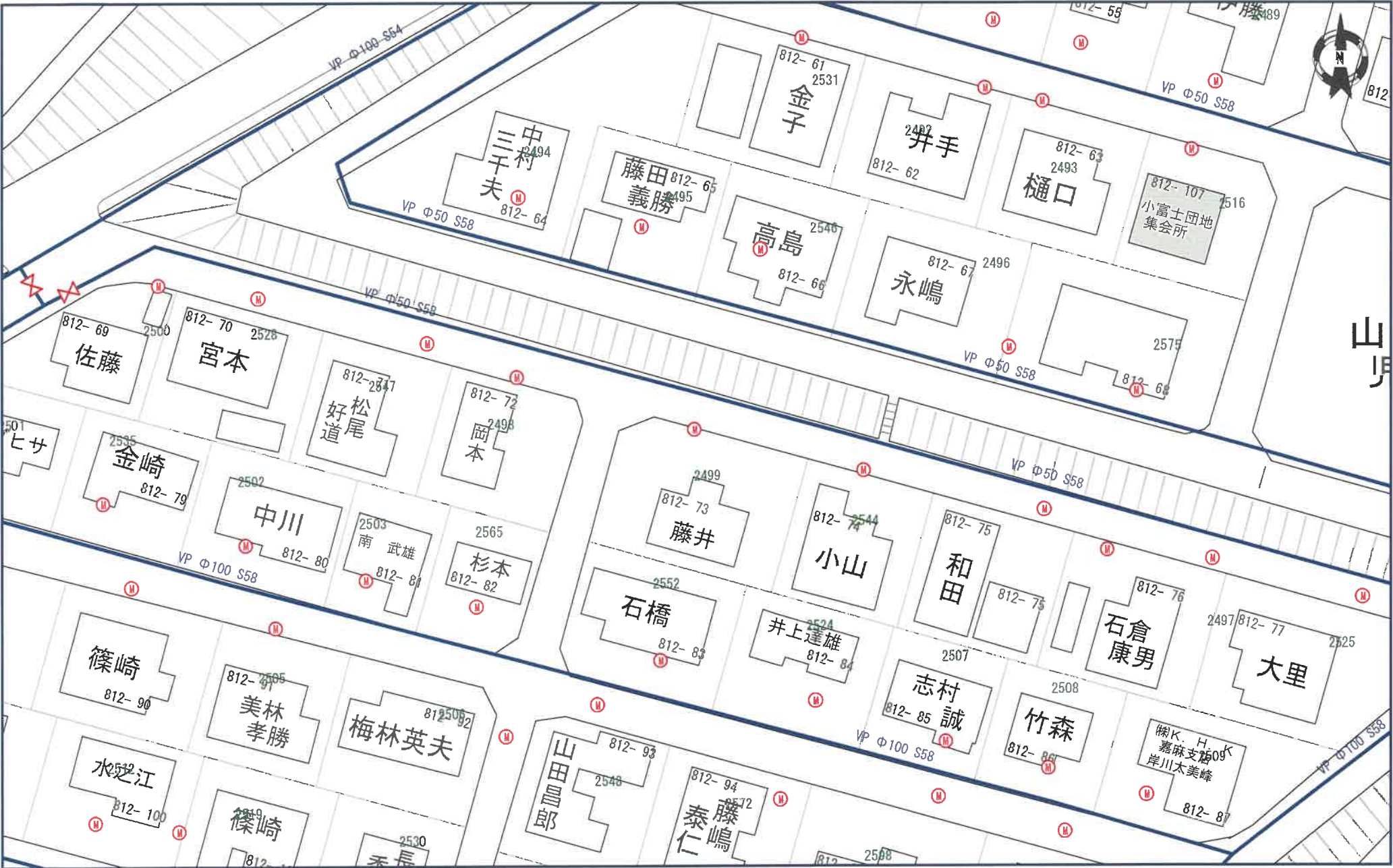


嘉麻市道路台帳平面図

路線番号	1172 1173 1174	路線名	小富士住宅団地10号線 小富士住宅団地12号線	小富士住宅団地11号線	調製年月	昭和 60 年 8 月	補正年月	平成 20 年 3 月	図面番号	1 - 1
------	-------------------	-----	----------------------------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	-------

[illegible]



嘉麻市は、本図面の利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、
いかなる場合も一切の責任を負いません。
本図は、嘉麻市として内容を証明するものではありません。参考図としてご利用ください。
本システムにおける著作物の著作権は、特に表示のない限り嘉麻市に帰属します。

1/697



令和08年09月02日 14時01分

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、嘉麻市地域污水处理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全部改正〔平成30年条例29号〕)

(設置、名称及び位置)

第2条 嘉麻市内の一部地域の汚水を衛生的に処理するため、嘉麻市地域污水处理施設を設置する。

2 污水处理施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(全部改正〔平成30年条例29号〕)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、又はこれに付随する排水(し尿汚水を含む。)をいう。
- (2) 処理施設 汚水ます、汚水管^{きよ}渠及び污水处理場をいう。
- (3) 排水設備 汚水を処理施設に流入させるために必要な排水管、排水^{きよ}渠その他の排水施設(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含む。)をいう。
- (4) 除害施設 処理施設の維持管理に支障を来すおそれのある汚水を排除するために必要な施設をいう。
- (5) 利用者 排水設備により、汚水を処理施設に排除してこれを利用する者をいう。
- (6) 未利用者 処理施設区域内の土地区画所有者で処理施設未利用のものをいう。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(汚水の排除義務)

第4条 処理区域内から排出する汚水は、処理施設に流入させるものとする。

(利用の許可)

第5条 処理施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(除害施設の設置)

第6条 市長は、処理施設の管理上必要があるときは、利用者に除害施設の設置を命ずることができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(基本料及び使用料)

第7条 市長が処理施設の利用について利用者から徴収する基本料及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、10円未満の端数処理は、5円以上は5円とし、5円未満は切り捨てるものとする。

2 未利用者については、区画ごとに基本料を徴収する。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(利用量の計量方法)

第8条 利用量の計量は、嘉麻市給水条例(平成18年嘉麻市条例第183号)に規定する計量の例による。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(汚水排水量の認定)

第9条 利用者が排出した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とすること。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その水の使用の態様その他の事情を考慮して市長が認定する使用水量とすること。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(基本料及び使用料の納付)

第10条 基本料及び使用料は、その当該月分を翌月末日までに納付しなければならない。

第11条 削除

(削除〔令和5年条例5号〕)

(減免)

第12条 市長は、特に認めたときは、基本料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(損害賠償)

第13条 利用の許可を受けた者が、処理施設又は附属設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限

りでない。
(一部改正〔平成30年条例29号〕)
(立入検査)

第14条 市長は、処理施設の機能及び構造を保全するために必要な限度において、職員を処理区域内の他人の土地又は建築物に立ち入らせ、排水設備等の検査をさせることができる。ただし、人の居住する建築物に立ち入る場合は、あらかじめ、その居住者の承認を得なければならない。

2 前項の規定により排水設備等の検査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。
(一部改正〔平成18年条例214号〕)

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田市地域污水处理施設管理条例(昭和63年山田市条例第27号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 合併前の条例の規定により納付した、又は納付すべきであった使用料等の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年9月1日条例第214号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月20日条例第1号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(施設等の利用に係る使用料に関する経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除くほか、この条例による改正後のそれぞれの条例における施設等の利用に係る使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料で施行日以後に納付されるものから適用する。

(地域污水处理施設の使用に係る基本料及び使用料に関する経過措置)

3 第8条の規定による改正後の嘉麻市地域污水处理施設条例別表第2の規定は、平成26年6月分の基本料及び使用料(料金算定の基礎となる施行日以後の最初の1月分の使用水量に係る基本料及び使用料をいう。)から適用し、同月分前の基本料及び使用料については、なお従前の例による。
(経過措置の委任)

6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
附 則(平成30年6月26日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(手続等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年6月27日条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(施設等の利用に係る使用料に関する経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例における施設等の利用に係る使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料で施行日以後に納付されるものから適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により施行日以後の利用について許可を得、かつ、当該許可に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお、従前の例による。
(地域污水处理施設の使用に係る基本料及び使用料に関する経過措置)

4 第10条の規定による改正後の嘉麻市地域污水处理施設条例別表第2の規定は、令和元年12月分の基本料及び使用料(料金算定の基礎となる施行日以後の最初の1月分の使用水量に係る基本料及び使用料をいう。)から適用し、同月分前の基本料及び使用料については、なお従前の例による。
(経過措置の委任)

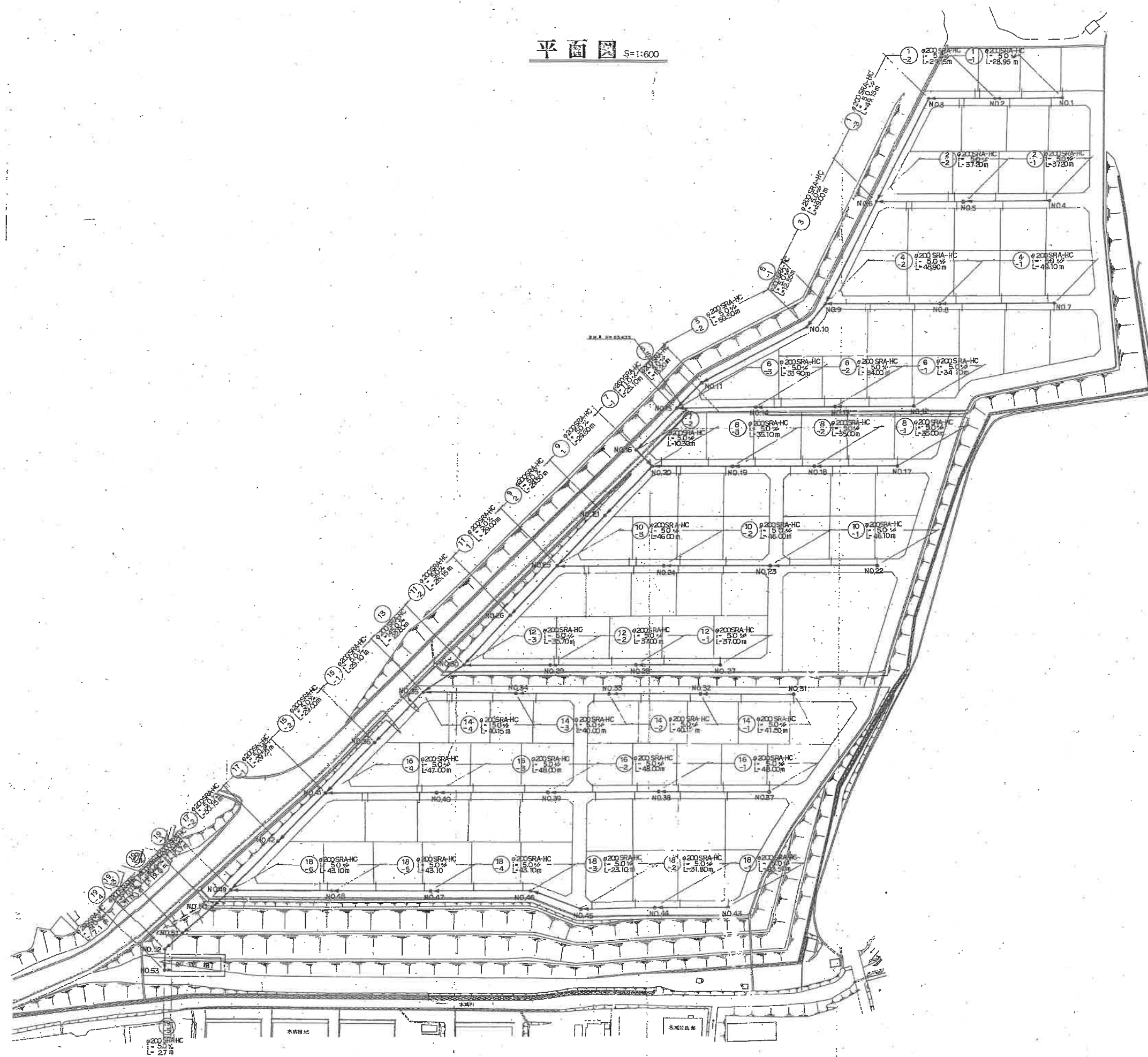
6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

- 附 則(令和5年3月15日条例第5号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 別表第1(第2条関係)

名 称	位 置
山田小富士住宅団地汚水処理施設	嘉麻市上山田812番地2
山田鶴谷住宅団地汚水処理施設	嘉麻市上山田528番地4
山田望が丘汚水処理施設	嘉麻市下山田36番地30

- 別表第2(第7条関係)
(一部改正〔平成26年条例1号・令和元年20号〕)

区 分		単 位	金 額
基本料		1戸につき	2,200円
使用料	使用水量	1立方メートル	66円
	水道水以外の水	1立方メートル	66円



工事区分	延管工事	処理施設工事	備考
工事名	① - ③	④ - ⑤	
本管	① - ③	④ - ⑤	
取付管	③ - ④	⑤ - ⑥	
管布設工	① - ③	④ - ⑤	⑥200
マンホール設置工	NO.1 - NO.52	NO.53	1号孔
取付管工	997M		0150
付帯工	③ - ④		築造工

作成	
図面	流入管平面図
縮尺	1:600
昭和	年月日
設計	
監	